



埼玉県報

第 2 4 3 0 号
平成24年10月5日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [埼玉県川口地方庁舎ほか24施設で使用する電気に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する落札者等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(西部地区\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(東部地区\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(南部地区\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(北部地区\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [鴻巣市箕田土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [朝霞都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業の定款の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度10月・11月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [県立病院料金収納事務の委託\(経営管理課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートなめがわ

三 代表者の氏名

金井 益生

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡滑川町大字月輪四百十六番地十九

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、高齢者、障害者の住まいの耐震化、日常生活における補助施設、避難施設の設置を行う、さらに要介護者の介護、生活支援を行い地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、高齢者、障害者の住宅の改修、日常生活における補助施設、避難施設、耐震構造化工事を行う他、介護保険法、障害者自立支援法、生活保護法による高齢者、障害者及び弱者の介護、介助、生活支援を行い地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千三百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか24施設で使用する電気 予定使用電力量7,083,827
キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成24年12月1日(土)から平成25年11月30日(土)まで

(4) 需要場所

埼玉県川口地方庁舎ほか24施設

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項の一

般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 鈴木 電話048-830-2613(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成24年10月19日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県衛生会館2階521会議室 平成24年11月13日(火)午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成24年11月12日(月)午後4時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成24年10月22日 (月) 午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Kawaguchi Branch Office including other 24 facilities of the premises of the Government Office (estimated kw/h: 7,083,827 kw/h).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., November 12, 2012

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第千三百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成24年7月31日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社マックスコム 東京都渋谷区代々木2丁目2番1号

5 落札金額

37,548,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年6月12日

告示

埼玉県告示第千三百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入時期

第1期 冬期休業中

（平成24年12月21日（金）から平成25年1月7日（月）まで）

第2期 春期休業中

（平成25年3月22日（金）から平成25年3月29日（金）まで）

(4) 納入場所

埼玉県立川越高等学校ほか22校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 原 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成24年11月19日（月）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年11月16日（金）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年11月5日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年10月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

A set of student desks, chairs and desk table tops

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: General Affairs Department Conference Room,

Basement Floor

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301

Date/Time: Monday, November 19, 2012 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (to be sent by registered mail only):

Address: Procurement and Contract Consultation,

Bidding Enforcement Division,
General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Deadline: Friday, November 16, 2012 5:00 p.m.

告示

埼玉県告示第千三百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入時期

第1期 冬期休業中

（平成24年12月21日（金）から平成25年1月7日（月）まで）

第2期 春期休業中

（平成25年3月22日（金）から平成25年3月29日（金）まで）

(4) 納入場所

埼玉県立春日部高等学校ほか22校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 原 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成24年11月19日（月）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年11月16日（金）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年11月5日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年10月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

A set of student desks, chairs and desk table tops

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: General Affairs Department Conference Room,
Basement Floor

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301

Date/Time: Monday, November 19, 2012 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (to be sent by registered mail only):

Address: Procurement and Contract Consultation,

Bidding Enforcement Division,
General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Deadline: Friday, November 16, 2012 5:00 p.m.

告示

埼玉県告示第千三百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入時期

第1期 冬期休業中

（平成24年12月21日（金）から平成25年1月7日（月）まで）

第2期 春期休業中

（平成25年3月22日（金）から平成25年3月29日（金）まで）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか23校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 原 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成24年11月19日（月）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年11月16日（金）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年11月5日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与
上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年10月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。
なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

A set of student desks, chairs and desk table tops

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: General Affairs Department Conference Room,
Basement Floor

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301

Date/Time: Monday, November 19, 2012 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (to be sent by registered mail only):

Address: Procurement and Contract Consultation,

Bidding Enforcement Division,
General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Deadline: Friday, November 16, 2012 5:00 p.m.

告示

埼玉県告示第千三百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入時期

第1期 冬期休業中

（平成24年12月21日（金）から平成25年1月7日（月）まで）

第2期 春期休業中

（平成25年3月22日（金）から平成25年3月29日（金）まで）

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷農業高等学校ほか8校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 原 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成24年11月19日（月）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年11月16日（金）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年11月5日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年10月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

A set of student desks, chairs and desk table tops

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: General Affairs Department Conference Room,
Basement Floor

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301

Date/Time: Monday, November 19, 2012 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (to be sent by registered mail only):

Address: Procurement and Contract Consultation,

Bidding Enforcement Division,
General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Deadline: Friday, November 16, 2012 5:00 p.m.

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケンテリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外

計百五十六者

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケンテリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外

計百五十六者

ハ 変更年月日

平成二十年四月十日外

二 届出年月日

平成二十四年九月十九日

ニ 縦覧期間

平成二十四年十月五日から平成二十五年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月五日から平成二十五年二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウニクス南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十五者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成二十四年九月一日

二 届出年月日

平成二十四年九月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年十月五日から平成二十五年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月五日から平成二十五年二月五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウニクス南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前七時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一

午前八時四十五分から午後十時十五分

駐車場二、三、四 午前八時四十五分から午後十時

（変更後）午前六時三十分から翌午前〇時三十分

ハ 変更年月日

平成二十四年十月十五日

ニ 届出年月日

平成二十四年九月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年十月五日から平成二十五年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月五日から平成二十五年二月五日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
鴻巣市箕田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	森田勝海	埼玉県鴻巣市寺谷二番地一
同	吉羽清五	同 市ノ縄百二十二番地
同	篠崎善吉	同 三ツ木百二十一番地
同	平田勉	同 川面九十六番地
同	平賀徳重	同 箕田千八百九十八番地
同	金子恒雄	同 八幡田六百十八番地二
同	松本通彦	同 箕田三千九百三十五番地
同	新井稔	同 宮前四百八十一番地一
監事	寺山節男	同 寺谷八百十九番地
同	堀江伸二	同 箕田三百五番地
同	森松勝	同 同四百二十八番地
同	成塚芳夫	同 同四千百八十七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	飛田利夫	埼玉県鴻巣市寺谷三百六十二番地
同	三ツ木正嘉	同 三ツ木百二十二番地
同	岡野門三郎	同 稲荷町十三番十八号
同	佐藤勝巳	同 箕田千三百五十番地
同	新井稔	同 宮前四百八十一番地一
同	伊藤政士	同 箕田五十三番地
同	島村照夫	同 同九百五十番地
同	二俣耕一	同 同三千七百四番地
同	石河正義	同 川面百十五番地
同	石田健二	同 箕田四百八十六番地
同	木村幸夫	同 中井四十九番地

同	同	同	監事	同	同	同	同	同
松本通彦	篠崎裕雄	増嶋充宜	金井章浩	成塚芳夫	加藤久雄	岡田久男	成澤勝司	吉羽清五
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
箕田三千九百三十五番地	三ツ木二十番地	同千二百七十三番地	同千九百十六番地	同四千百八十七番地	箕田三千七百八十番地三	八幡田五百八十四番地の一	箕田千九百二十五番地	市ノ縄百二十二番地

告示

埼玉県告示第千三百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台七九の三、七九の四

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市浦山字下横倉二四六二、字上横倉二四六三、字雨乞岩二九二四の一から二九二四の三まで、字白岩三一八三、字下木影三五四七の一、三五五から三五五二まで、三五五三の一から三五五三の三まで、三五五四、三五五五、三五五六の一、三五五六の二、三五五七、字唐沢三四五六、三四五七、字御社壇三八五三の一、三八五三の三から三八五三の五まで、三八五三の七、三八五三の八、字近場三八五五、三八五七から三八五九まで、三八六一から三八六五まで、三八七、三八七二・三八七四・三八七九・三八八一・三八九五（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、三八七三、三八七八、三八八、三八八七、三八八九、三八九、三八九二、字荻ノ久保三九 の一、三九 的二、三九 一から三九 八まで、三九一四、三九一六から三九一八まで、三九一九の一、三九一九の二、三九二一・三九三三の一・三九三三の七・三九三三の八・三九二四（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、三九二三、三九三、字浦山三三一一の二・三三一一の三・字茸平二八七六・二八七七（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、字曾倉四 八四、四 八五の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市吉田久長字一本栗六六九の一、六六九の二、六六九の四、六七八、六七九、六八一、六八三の二、六八四の一から六八四の三まで、六七五、六七六、六九二、六九四、字葉暮六九七、七二一の一、七二一の三、七二二、七二三の一、七二三の二、七二四から七二六まで、七二七の一、七二七の三、七二七の四、七二七の七、七二八、字峯ノ久保九 八、九一一・九一九・九二三の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、九二一、九二二、字馬道一 一四の一、一 一四の二、一 一七の一、字高畑七三九、七四 一、七四 二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字峯ノ久保九一一・九一九・九二三の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。(一)

告示

埼玉県告示第千三百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画道路事業三・四・七号 荒川左岸通線

三 事業施行期間

平成二十四年十月五日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県鴻巣市原馬室字下曾部、上曾部、滝馬室字曾部地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第千三百四十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めため、告示する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一〇 一四 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番一 外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百六十・三立方メートル

告示

埼玉県告示第千二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画道路三・五・五新河岸川通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

朝霞市岡三丁目、根岸台二丁目、三丁目及び八丁目、田島一丁目及び二丁目、大字台字四反田、字桐ノ木及び字谷中、大字根岸字谷中、大字田島字高田、大字浜崎字川袋、大字宮戸字橋面、字後耕地、字押切町及び字五反田及び宮戸三丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、朝霞市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十月五日から平成二十四年十月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

川口金山町12番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年十月十二日から平成二十六年九月末日

三 施行地区

埼玉県川口市金山町の一部

四 事務所所在地

埼玉県川口市川口一丁目五番十四号

五 施行認可の年月日

平成二十二年十月十二日

六 変更の内容

事務所所在地

七 変更の認可の年月日

平成二十四年十月五日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年一月二十一日

指令川建セ第二二〇一二八〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十月二日

川建セ第二四〇〇五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字南原八三七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県日高市大字上鹿山二七四番地六 高麗川ハイツ103号室

関口 智博

告 示

埼玉県病院事業告示第三十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 350,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地
 - (3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地
 - (4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 24 年 9 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
佐藤興産株式会社
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 2 丁目 44 番地
- 5 落札金額
25,908,750 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 24 年 8 月 21 日

告示

埼玉県病院事業告示第三十七号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年十月五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 齊藤 正俊	平成二十四年十月一日から平成二十八年九月三十日まで
埼玉県立精神医療センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 齊藤 正俊	平成二十四年十月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
埼玉県立小児医療センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 齊藤 正俊	平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十四年十月五日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成23年度・平成24年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 192 機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、個人県民税対策課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国育樹祭課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、がんセンター建設課
下水道局	下水道管理課

行政委員会等の事務局	議会議務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成 24 年 4 月 24 日～平成 24 年 8 月 2 日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
福祉部	障害者自立支援課	平成 23 年度の「埼玉県障害福祉サービス指定事業者等管理システム改修業務委託契約」(4,042 千円)について、次の点で不適切であった。 1 予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結した。 2 平成 23 年度の契約であるにもかかわらず、履行確認を平成 24 年 4 月 2 日に行っていた。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	人事課	平成 23 年度の「人事管理システムネットワーク構築業務委託契約」(262 千円)について、次の点で不適切であった。 1 契約書の特記仕様書では、本件業務に携わる要員の一覧表を提出させ、県が承認することとしていたが、この一覧表を提出させていなかった。 2 また、県個人情報保護条例の内容を本件業務の従事者に周知させ、従事者の誓約書の写しを県に提出しなければならないこととしていたが、これを提出させていなかった。
総務部	学事課	平成 23 年 7 月に締結した「私立学校における教育補助員活用実践研究事業委託契約」(3 件 総額 4,312 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。
危機管理防	消防防災課	防災情報システムについて、平成 22 年 11 月に「機

災部		<p>器賃貸借契約」(267,624 千円)を、またその後、平成23年10月に「運用保守業務委託契約」(77,910 千円)を締結し、各々の契約書で定期保守業務を定めていた。</p> <p>各々の契約相手方から報告がなされるべきところ、運用保守業務委託の契約相手方から両契約の定期点検結果が一括して報告されていた。</p> <p>業務内容の確認が不明確なまま検査確認を行い、賃貸借料、委託料を支払っていたのは不適切であった。</p>
環境部	大気環境課	<p>平成23年度に「熊谷妻沼東測定局他NOX計消耗品」(99 千円)と「深谷原郷自排局他HC計消耗品」(19 千円)を購入したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で10万円以上となることから、一括して発注し2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p>
福祉部	少子政策課	<p>平成23年4月の「埼玉県母子福祉センター法律相談等事業委託契約」(2,019 千円)において、予定価格調書に予定価格が記載されないまま契約を締結していたのは不適切であった。</p>
保健医療部	保健医療政策課	<p>平成22年4月に、公立大学法人埼玉県立大学に現物出資した権利(土地及び建物)について、公有財産台帳に記入すべきところ、記入しなかったことは不適切であった。</p>
産業労働部	就業支援課	<p>平成23年度に2種類の角2封筒(各々10,000枚89千円)の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で10万円以上となることから、一括して発注し2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p>
産業労働部	観光課	<p>平成24年3月の「教育旅行パンフレットデザイン・作成業務委託契約」(1,995 千円)について、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結していたことは、不適切であった。</p>
教育局	生涯学習文化財課	<p>平成23年度に「真空冷凍乾燥器」(792 千円)及び「減圧含浸装置」(602 千円)の2つの修繕を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。</p> <p>契約の相手方が特定されるため、一括で発注することにより費用の低減が見込める。効率的な予算執行</p>

		の観点から一括発注とし、契約金額が 100 万円を超えることとなった場合は、契約書を作成すべきであった。
--	--	--